

公 告 第 4 6 3 号

平成 2 9 年 7 月 4 日

日本旅行健康保険組合

理事長 小谷野 悦光

「事務取扱規程」の一部変更について

改正個人情報保護法が平成 2 9 年 5 月 3 0 日に施行されたのに伴い、「事務取扱規程」の一部を変更するもので、第 82 回組合会において決議されましたので、組合規約第 5 2 条の規定により公告します。

記

【現行】	【変更後】
<p>(略)</p> <p>第 4 章 被保険者に関する事項 (略) (所属選択届の処理)</p> <p>第 18 条 被保険者所属選択届 (則第 2 条) を受けたときは、次の手続きしなければならない。 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(任意継続取得届の処理)</p> <p>第 19 条 任意継続被保険者資格取得申請書 (則第 1 5 条) を受けたときは、次の手続きをしなければならない。 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>第 4 章 被保険者に関する事項 (略) (所属選択届の処理)</p> <p>第 18 条 被保険者所属選択届 (則第 2 条) を受けたときは、次の手続きしなければならない。 (略)</p> <p><u>2 前項の届に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 2 5 年 5 月 3 1 日・法律第 2 7 号。以下「番号法」という。)第 2 条第 8 項に定める個人番号(以下「個人番号」という。)の記載があったときは、番号法に定める、当該個人番号が正しい番号であることの確認措置 (番号確認措置) 及び届出者が当該個人番号の保有者であることの確認 (身元確認) (以下「番号確認措置」及び「身元確認) を「本人確認措置」という。)を実施すること。</u></p> <p>(任意継続取得届の処理)</p> <p>第 19 条 任意継続被保険者資格取得申請書 (則第 1 5 条) を受けたときは、次の手続きをしなければならない。 (略)</p>

(新設)

(略)

(滅失届等の処理)

第 21 条 被保険者証滅失届等 (則第 23 条第 6 項) を受けたときは、次の手続きをしなければならない。

(略)

(新設)

(略)

第 5 章 保険給付に関する事項

(療養費申請書の処理)

第 23 条 療養費支給申請書 (則第 53 条) を受けたときは、次の手続きをしなければならない。

- (1) 被保険者台帳と照合すること。
- (2) 則第 53 条各号を具備するかどうかを調査すること。
- (3) 該当と認められた場合は査定したうえ支給伺を作成し、台帳に記載すること。
- (4) 不該当と認められた場合はその事由を明記した通知書を作成すること。

(療養費申請書の処理)

第 24 条 療養費支給申請書 (則第 54 条) を受けたときは、次の手続きをしなければならない。

- (1) 承認済であるか否かを調査すること。
- (2) 被保険者台帳と照合すること。
- (3) 則第 54 条各号を具備するか否かを調査すること。
- (4) 該当と認められた場合は審査のうえ台帳に記載すること。
- (5) 不該当と認められた場合は、その事由を明記した通知書を作成すること。

(新設)

2 前項の申請書に個人番号の記載があったときの本人確認措置は、第 28 条第 2 項に準じ実施すること。

(略)

(被保険者証再交付申請書の処理)

第 21 条 被保険者証再交付申請書 を受けた時は、次の手続きをしなければならない。

(略)

2 前項の申請書に個人番号の記載があったときの本人確認措置は、第 28 条第 2 項に準じ実施すること。

(略)

第 5 章 保険給付に関する事項

(療養費申請書の処理)

第 23 条 療養費 (規則第 66 条) の支給申請書及び一部負担還元金申請書 を受けたときは、次の手続きをすること。

- (1) 被保険者名簿及び給付記録により資格を確認すること。
- (2) 規則第 66 条または規則第 90 条を具するか否かを調査確認すること。
- (3) 該当と認められた場合は査定した上支給伺を作成し、給付記録に記載すること。
- (4) 不該当と認められた場合はその事由を明記した通知書を作成すること。

(削除)

第 24 条 前条の規定により査定した金額が高額療養費、一部負担還元金及び、家族療養付加金に該当するときは、併せて支給伺を作成し、給付記録に記載すること。

(傷病手当金(則第57条)および出産手当金(則第62条)の請求を受けたとき)

第25条 傷病手当金(則第57条)および出産手当金(則第62条)の請求を受けたときは、次の手続きをしなければならない。

- (1) 被保険者台帳と照合審査すること。
- (2) 被保険者台帳を整理すること。
- (3) 傷病手当金の支給期間が満了したときは、その旨通知すること。

(埋葬料請求の処理)

第26条 埋葬諸費(則第59条)家族埋葬料(則第63条の8)の請求を受けたときは、次の手続きをしなければならない。

- (1) 被保険者台帳と照合すること。
- (2) 被保険者台帳を整理すること。
- (3) 保険給付決定通知書を被保険者に通知すること。

第27条 分娩費(則第61条)配偶者分娩費(則第63条の9)被保険者育児手当金(則第63条の10)配偶者育児手当金(則第63条の10)の請求を受けたときは、前条各号に準じて取扱わなければならない。

(附加給付)

第28条 附加給付の請求を受けたときは、法定給付の該当各条項に準じて取扱わなければならない。

(傷病手当金および出産手当金の請求を受けたとき)

第25条 傷病手当金(規則第84条)または出産手当金(規則第87条)の請求を受けたときは、次の手続きをすること。

- (1) 被保険者名簿、給付記録により資格確認をすること。
- (2) 規則第84条又は規則第87条を具備するか否かを調査確認すること。
- (3) 該当と認められた場合は審査の上給付記録に支給期間、金額等を記載すること。
- (4) 不該当と認められた場合はその事由を明記した通知書を作成すること。
- (5) 傷病手当金の支給期間が満了1ヶ月前及び満了したときはその旨通知すること。

(埋葬料請求の処理)

第26条 埋葬料(費)(規則第85条)、家族埋葬料(規則第96条)及び埋葬料付加金(規約第59条)の請求書を受けたときは、次の手続きをすること。

- (1) 被保険者名簿及び給付記録により資格確認をすること。
- (2) 規則第85条または規則第96条を具備するか否かを調査確認すること。
- (3) 給付記録に死亡の年月日、金額、死因等を記載すること。

(削除)

(37条に移行)

(看護および移送承認申請書の処理)

第 29 条 看護または移送に関する承認申請書(則第 5 4 条)を受けたときは、次の手続きをしなければならない。

- (1) 被保険者台帳と照合し、看護又は移送の必要があるか否かを調査決定し、なお看護承認の場合は、看護期間を決定すること。
- (2) 看護承認に関しては、入院期間を決定すること。
- (3) 被保険者台帳を整理すること。
- (4) 承認書を被保険者に送付すること。
- (5) 不承認の場合には、その旨を被保険者に通知すること。

(看護および移送請求書の処理)

第 30 条 看護または移送に要した費用の請求を受けたときには、次の手続きをしなければならない。

- (1) 被保険者台帳と照合し、支払金額を決定すること。
- (2) 被保険者台帳を整理すること。

第 31 条 被扶養者の看護、移送に関する申請または請求を受けたときは、前 2 条各号に準じて取扱わなければならない。

(診療報酬明細書の処理)

第 32 条 保険医療機関、保険薬局若しくは、保険者の指定したものから診療報酬明細書、調剤報酬明細書を受けたときは、次の手続きをしなければならない。

- (1) その内容を審査(組合の被保険者に相違ないか、給付してはならないものでないか、給付期間満了後の診療ではないか等)するとともに、被保険者台帳を整理しなければならない。
- (2) 内容、事務審査(診療内容、資格、期間等)により不相当と認められた場合は、その事

(削除)

第 2 7 条 移送費(規則第 8 2 条)または家族移送費(規則第 9 5 条)の支給申請書を受けたときは、次の手続きをすること。

- (1) 被保険者名簿、給付記録により資格確認をすること。
- (2) 規則第 8 2 条または規則第 9 5 条を具備するか否かを調査確認すること。
- (3) 該当と認められた場合は審査の上給付記録に記載すること。
- (4) 不該当と認められた場合はその事由を明記した通知書を作成すること。

(削除)

第 28 条 診療報酬明細書、調剤報酬明細書、訪問看護療養費明細書を社会保険診療報酬支払基金より受けた時は、次の手続きをすること。

- (1) 診療報酬請求内訳書に記載された件数、日数、点数、金額、一部負担金を照合点検すること。
- (2) 資格確認及び医療費通知書作成は電算機により行なうこと。
- (3) 診療内容等の審査により、不相当と認められた場合はその事由を明記した符箋を添付し、社会保険診療報酬支払基金に再審査を求めること。

由を明記した符せんを添付し社会保険診療報酬支払基金に再審査を求めること。

第 33 条 前条の場合においては、昭和 33 年 6 月 30 日厚生省告示第 177 号により計算した額を支払わなければならない。ただし保険者の指定したものの請求書に対しては、その医療契約に基づいて支払額を決定しなければならない。

第 34 条 被扶養者についても、前条各号ならびに法令に準じて取扱わなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第29条 前条の手続きを経た明細書で高額療養費等または一部負担還元金、家族療養付加金、合算高額療養費付加金および訪問看護療養付加金に該当する明細書については、当該被保険者からこれらの高額療養費及び付加金等の請求があったものとみなし（または請求が行われた場合）、給付金額を電算機で計算し、給付記録に診療月、給付種別金額等を記載すること。

(削除)

第30条 外傷性の傷病により受診した診療報酬明細書があるときは、次の手続きをすること。

- (1) 受診者に対し、傷病原因の照会を文書で行うこと。
- (2) 傷病原因照会通知書受払簿を整理すること。
- (3) 回答書を提出させ、業務上または通勤途上の傷病か否か、あるいは第三者行為による傷病か否かを調査確認すること。
- (4) 業務上または通勤途上の傷病と認められた場合は、その診療報酬明細書に係る診療費について医療機関あてに過誤調整の手続きをするか、または被保険者あてに返還請求書を作成すること。

第31条 高額療養費（規則第109条）、の請求を受けたときは、次の手続きをすること。

- (1) 被保険者名簿、給付記録により資格確認をすること。
- (2) 規則第109条を具備するか否かを調査確認すること。
- (3) 該当と認められた場合は審査の上給付記録に記載すること。
- (4) 不該当と認められた場合はその事由を明記した通知書を作成すること。

第32条 出産育児一時金（規則第86条）、家族出産育児一時金（規則第97条）及び出産育児一

(新設)

(第三者行為請求書の処理)

第 35 条 第三者の行為によって生じた保険事故
(則第 5 2 条) について給付した場合においては、
第三者に対し損害賠償の請求をなすべきものについ
て、次の事項を調査のうえ処理しなければならない。

- (1) 被保険者および被扶養者の氏名、年令、業
務の種別
- (2) 事故のあった日時、場所
- (3) 第三者の住所、氏名、年令、職業
- (4) 事故の原因、内容
- (5) 傷病の部位、症状
- (6) 保険医療機関の住所、氏名
- (7) 保険給付の種類、日数、金額
- (8) 損害賠償に関する意見

時金附加金(規約第 5 8 条)の請求書を受けた
時は、次の手続きをすること。

- (1) 被保険者名簿、給付記録により資格確認
を
すること。
- (2) 規則第 8 6 条又は規則第 9 7 条を具備す
るか否かを調査確認すること。
- (3) 該当と認められた場合は審査の上給付記
録
に年月日、金額等を記載すること。
- (4) 不該当と認められた場合はその事由を明
記
した通知書を作成すること。

第 3 3 条 特定疾病療養受療証交付申請書(規則第
9 9 条)を受けたときは、次の手続きをす
ること。

- (1) 被保険者名簿により資格確認をすること。
- (2) 規則第 9 9 条第 1 項、第 2 項および第 3 項の
所定事項を具備するか否か、その内容を調査
すること。
- (3) 該当と認められた場合は、特定疾病療養該
当者コードを電算機に入力し、承認決議書およ
び健康保険特定疾病療養受療証を作成す
ること。
- (4) 健康保険特定疾病療養受療証受払簿を
整理
すること。
- (5) 不該当と認められた場合は、その理由を明記
した通知書を作成すること。

第 3 4 条 第三者行為によって生じた保険事故につ
いて給付を行った場合は、第三者行為による傷
病届(規則第 6 5 条)を届出させ、損害賠償請
求を行うにあたり、次の事項を調査の上、所属
長の指揮を受けて処理すること。

- (1) 被保険者の氏名。
- (2) 事故のあった日時、場所。
- (3) 第三者の住所、氏名、年齢、職業、電話
番号、自賠責保険、任意保険の会社名、
証明書番号、保険加入年月日
- (4) 事故の原因、内容。
- (5) 傷病の部位症状。
- (6) 保険医の住所、氏名。
- (7) 保険給付の種類、日数、金額。
- (8) 損害賠償に関する意見。

(新設)

(新設)

(第 28 条より移行)

(新設)

第 6 章 保険料に関する事項

(保険料の決定)

第 36 条 毎月の健康保険料は、健康保険料計算書を以て作成した健康保険料算定原簿によりこれを決定する。

(新設)

(納入告知書)

第 37 条 健康保険料は、保険料納入告知書をもって、事業主に通知する。

2. 前項書類の作成または計算方法は、厚生省の保険料算定に関する通ちょうによる。

第 35 条 資格審査により資格喪失後の診療となっている診療報酬明細書については、第 44 条第 3 号の手続きのほか、次の処理をすること。

2 資格喪失後に係る診療の期間が、健康保険被保険者証の回収前である場合には、受診者に対しその診療費について返還請求を作成すること。

第 36 条 法第 116 条、第 117 条、第 118 条、第 119 条、第 120 条、第 121 条、第 122 条の規定により、保険給付の全部又は一部を為さなかった時は、次の事項を給付記録に記載すること。

(1) 該当者の氏名、事実の内容。

(2) 保険給付の種類。

第 37 条 付加給付については、該当各条項に準じて行なう。

第 38 条 規則に定める保険給付にかかる申請において、当該申請書に個人番号の記載があったときの本人確認措置は、第 28 条第 2 項に準じ実施すること。

第 6 章 保険料に関する事項

第 39 条 毎月の健康保険料・調整保険料及び介護保険料は事業主から提出された届書に基づき、電算機で計算した健康保険料算定原簿によりこれを決定すること。

2 賞与に係る健康保険料・調整保険料及び介護保険料は、事業主から提出された賞与支払届に基づき、電算機で計算した計算書によりこれを決定すること。

第 40 条 健康保険料等は、保険料納入告知書をもって事業主に通知する。

2 前項に規定する保険料納入告知書は、標準報酬月額別被保険者数及び金額を記載した計算の内訳を添付すること。

第 7 章 経理に関する事項

(収入支出の手続き)

第 38 条 この組合の会計事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほかは、この章の規定による。

収入支出は、経常的な収入支出を除き、理事長の決裁を必要とする。

(概算払)

第 39 条 旅費、訴訟費用、官公署に対して支払う経費、補助金等は概算払をすることができる。

(前払金)

第 40 条 前払金でなければ、購入または借入その他契約できないものについては前金払をすることができる。

(収入支出の過誤の処理)

第 41 条 収入または支出に過誤のある場合における払戻または返納は当該収支科目において行う。ただし、年度を経過したものについては、別に定める規定により行う。

第 42 条 収入および支出は「収入決議書」および「支出決議書」によるものとする。

(略)

(台帳整理)

第 43 条 物品の出納保管は資産台帳、準資産台帳および消耗品出納簿を備え、これを整理しなければならない。

第 44 条 毀損その他の事由により物品を廃きするときは廃き伺決議により整理しなければならない。

第 7 章 経理に関する事項

(収入支出の手続き)

第 41 条 この組合の会計事務の取扱いに関しては、別に定めるもののほかは、この章の規定による。

収入支出は、経常的な収入支出を除き、理事長の決裁を必要とする。

(概算払)

第 42 条 旅費、訴訟費用、官公署に対して支払う経費、補助金等は概算払をすることができる。

(前払金)

第 43 条 前払金でなければ、購入または借入その他契約できないものについては前金払をすることができる。

(収入支出の過誤の処理)

第 44 条 収入または支出に過誤のある場合における払戻または返納は当該収支科目において行う。ただし、年度を経過したものについては、別に定める規定により行う。

第 45 条 収入および支出は「収入決議書」および「支出決議書」によるものとする。

(略)

(台帳整理)

第 46 条 物品の出納保管は資産台帳、準資産台帳および消耗品出納簿を備え、これを整理しなければならない。

第 47 条 毀損その他の事由により物品を廃きするときは廃き伺決議により整理しなければならない。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。